

## ◆所得控除(申告書の③所得から差し引かれる金額に関する事項、 ④所得から差し引かれる金額)

所得控除には次のようなものがあります。当てはまるものについて計算し申告書に記入してください。

<p>社会保険料控除 (申告書⑬欄)</p>	<p>自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになって いる社会保険料を支払った場合、控除の対象になります。ただし、国民健康保険税、 後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収分については、その方の年金から徴 収された保険料(税)であるため、その方本人の所得控除のみに適用されます。 支払った社会保険料全額が控除額になります。</p>																				
<p>小規模企業共済 等掛金控除 (申告書⑭欄)</p>	<p>小規模企業共済法による第一種共済契約掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年 金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養 共済制度に基づき支払った掛金が対象です。支払った掛金全額が控除額になります。</p>																				
<p>生命保険料控除 (申告書⑮欄)</p>	<p><b>(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除</b> 生命保険、医療保険、介護保険などを対象とした一般生命保険料控除の枠を分離し 医療保険、介護保険を対象とした介護医療保険料控除(適用限度額2万8千円)が新た に設けられ、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の限度額がそれぞれ3万5 千円から2万8千円に引き下げられています。</p> <table border="1" data-bbox="416 996 1398 1211"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除</b> 従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれの適用限度額3万5千 円)が適用されます。</p> <table border="1" data-bbox="416 1355 1398 1570"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の摘要を受ける場合の控除額</b> 上記(1)及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除 額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(適用限度額2万8千円)となります。 1. 新契約の支払保険料等につき、上記(1)の計算式により計算した金額 2. 旧契約の支払保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額</p> <p><b>(4) 生命保険料控除額</b> (1)～(3)による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。なお、合計適用 限度額については現行どおり70,000円です。</p>	年間の支払保険料等	控除額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	56,000円超	一律28,000円	年間の支払保険料等	控除額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円
年間の支払保険料等	控除額																				
12,000円以下	支払保険料等の全額																				
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円																				
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円																				
56,000円超	一律28,000円																				
年間の支払保険料等	控除額																				
15,000円以下	支払保険料等の全額																				
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円																				
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円																				
70,000円超	一律35,000円																				

地震保険料控除  
(申告書⑯欄)

納税義務者が、本人若しくは本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家で常時その居住の用に供するもの又はこれらの人の有する生活用動産(その譲渡による所得が非課税とされるものに限る。)を保険若しくは共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害(以下「地震等損害」という。)によりこれらの資産について生じた損失の額を補てんする保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金が対象となります。

なお、既契約書への配慮として、平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用可能とする経過措置が講じられています。

支払った保険料の区分	支払金額	控除額
①地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払保険料×1/2
	50,000円超	25,000円
②旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
③地震、旧長期の両方がある場合	①と②の合計額	最高 25,000円

寡婦控除  
(申告書⑰欄)

ひとり親控除  
(申告書⑰欄)

控除額：①寡婦控除=26万円 ②ひとり親控除=30万円

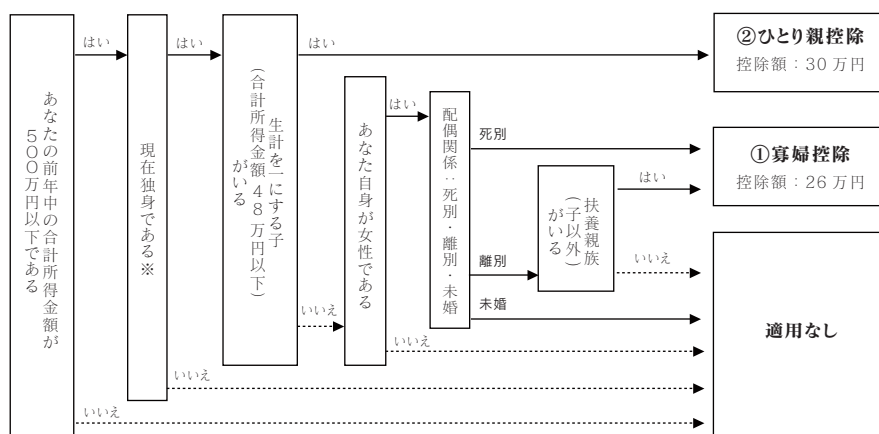
①寡婦控除は、②のひとり親控除に該当しない人で次のいずれかに該当する人が受けられます。

- 夫と死別、若しくは離婚した後婚姻していない人、夫の生死の明らかでない人で扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の人
- 夫と死別した後婚姻していない人、若しくは夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人

②ひとり親控除は、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者で、合計所得金額が500万円以下の人を受けられます。

※寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるものは対象外です。

寡婦控除・ひとり親控除の適用確認フローチャート



勤労学生控除  
(申告書⑱欄)

控除額=26万円

勤労学生とは、大学、高等専門学校、高等学校、盲学校、養護学校など学校教育法第1条に規定する学生、生徒、児童(夜間学校の正規の通信教育生を含みます)や、一定の過程を履修する専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける人で、自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、雑所得がある人です。ただし、合計所得金額が75万円より多い人や、給与所得等以外の所得が10万円より多い人は控除を受けることはできません。

<p><b>障害者控除</b> (申告書 ⑱ 欄)</p>	<p>納税義務者本人が障害者である場合又は同一生計配偶者※1 及び扶養親族※2 のうちに障害者若しくは市の認定を受けている人がいる場合には、障害者控除として次の金額を控除できます。</p> <table border="1" data-bbox="430 309 1417 454"> <tr> <td>普通障害者</td> <td>26 万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者※3</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者※4</td> <td>53 万円</td> </tr> </table> <p>※1 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする合計所得金額が 48 万円以下である配偶者です。ただし、他の人の扶養親族になっている人、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び事業専従者に該当する人は除きます。</p> <p>※2 年少扶養親族(16 歳未満)で障害がある人も含まれます。</p> <p>※3 特別障害者とは、身体障害者手帳の障害者の程度が 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳の障害者等級が 1 級、療育手帳 A である人などです。また、それらに準ずるものとして、市の認定を受けている 65 歳以上の人も含まれます。</p> <p>※4 特別障害者で納税義務者(本人)又はその配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている人です。</p>	普通障害者	26 万円	特別障害者※3	30 万円	同居特別障害者※4	53 万円																																					
普通障害者	26 万円																																											
特別障害者※3	30 万円																																											
同居特別障害者※4	53 万円																																											
<p><b>配偶者控除</b> (申告書 ⑲ 欄)</p>	<p>合計所得金額が 1,000 万円以下の人が、生計を一にする合計所得金額が 48 万円以下である配偶者を有する場合、配偶者控除として次の金額を控除することができます。</p> <p>※ 他の人の扶養親族になっている人、青色申告書の事業専従者として給与の支払を受ける人及び事業専従者に該当する人は除きます。</p> <p>※ 障害者は別に障害者控除を受けることができます。</p> <table border="1" data-bbox="411 943 1430 1128"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超 950 万円以下</th> <th>950 万円超 1,000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者(S29.1.1 以前生まれ)</td> <td>38 万円</td> <td>26 万円</td> <td>13 万円</td> </tr> </tbody> </table>		本人の合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円	老人控除対象配偶者(S29.1.1 以前生まれ)	38 万円	26 万円	13 万円																												
	本人の合計所得金額																																											
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下																																									
控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円																																									
老人控除対象配偶者(S29.1.1 以前生まれ)	38 万円	26 万円	13 万円																																									
<p><b>配偶者特別控除</b> (申告書 ⑲ 欄)</p>	<p>合計所得金額が 1,000 万円以下の人が、生計を一にする配偶者を有する場合、配偶者の合計所得金額に応じて配偶者特別控除として次の金額を控除できます。ただし、配偶者控除と配偶者特別控除は併用して適用することはできません。</p> <p>※ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び事業専従者に該当する人は除きます。</p> <p style="text-align: center;"><b>配偶者の所得金額の段階別配偶者特別控除額一覧</b></p> <table border="1" data-bbox="411 1379 1430 1904"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超 950 万円以下</th> <th>950 万円超 1,000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48 万円超 100 万円以下</td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>31 万円</td> <td>21 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>26 万円</td> <td>18 万円</td> <td>9 万円</td> </tr> <tr> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>21 万円</td> <td>14 万円</td> <td>7 万円</td> </tr> <tr> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>16 万円</td> <td>11 万円</td> <td>6 万円</td> </tr> <tr> <td>120 万円超 125 万円以下</td> <td>11 万円</td> <td>8 万円</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>125 万円超 130 万円以下</td> <td>6 万円</td> <td>4 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>130 万円超 133 万円以下</td> <td>3 万円</td> <td>2 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>133 万円超</td> <td colspan="3">適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	133 万円超	適用なし		
配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額																																											
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下																																									
48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円																																									
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円																																									
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円																																									
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円																																									
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円																																									
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円																																									
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円																																									
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円																																									
133 万円超	適用なし																																											

<p>扶 養 控 除 ( 申 告 書 ⑳ 欄 )</p>	<p>生計を一にする 16 歳以上の親族で、合計所得金額が 48 万円以下である人※1(配偶者、専従者を除く)を有する場合、扶養控除として次の金額を控除できます。</p> <table border="1" data-bbox="414 309 1430 405"> <tr> <td>一般の扶養親族</td> <td>33 万円</td> <td>老人扶養親族(S29. 1. 1 以前生まれ)</td> <td>38 万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族(H13. 1. 2~H17. 1. 1)</td> <td>45 万円</td> <td>同居老親等※2</td> <td>45 万円</td> </tr> </table> <p>※1 他の人の同一生計配偶者又は扶養親族となっている人、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び事業専従者に該当する人は除きます。  ※2 老人扶養親族のうち、自己又は自己の配偶者の直系尊属で同居を常況としている人。</p> <p>▶16 歳未満の扶養親族(控除対象外)  生計を一にする 16 歳未満の親族で、合計所得金額が 48 万円以下である人を有する場合、市民税・県民税の均等割・所得割の非課税判定に使用されます。詳しくは、16 ページをご覧ください。</p>	一般の扶養親族	33 万円	老人扶養親族(S29. 1. 1 以前生まれ)	38 万円	特定扶養親族(H13. 1. 2~H17. 1. 1)	45 万円	同居老親等※2	45 万円		
一般の扶養親族	33 万円	老人扶養親族(S29. 1. 1 以前生まれ)	38 万円								
特定扶養親族(H13. 1. 2~H17. 1. 1)	45 万円	同居老親等※2	45 万円								
<p>基 礎 控 除 ( 申 告 書 ㉑ 欄 )</p>	<p>合計所得金額 2,500 万円以下の人は、以下の金額が控除されます。</p> <table border="1" data-bbox="424 766 1417 1008"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400 万円以下</td> <td>43 万円</td> </tr> <tr> <td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td> <td>29 万円</td> </tr> <tr> <td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td>2,500 万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400 万円以下	43 万円	2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	2,500 万円超	適用なし
合計所得金額	控除額										
2,400 万円以下	43 万円										
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円										
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円										
2,500 万円超	適用なし										
<p>雑 損 控 除 ( 申 告 書 ㉒ 欄 )</p>	<p>災害、盗難又は横領によって生活用資産などに損害を受けたときに控除の対象になります。</p> <p>控除額は、次の①と②のうちいずれかの多い金額になります。</p> <p>① 差引損失額 - ( 総所得金額等の合計金額 × 10% )  ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円</p> <p>注) ①差引損失額=損害金額-保険金などによって補てんされる金額  ②災害関連支出=災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など。</p>										
<p>医 療 費 控 除 ( 申 告 書 ㉓ 欄 )</p>	<p>自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、控除の対象となります。</p> <p>※病気の予防(予防接種等)や健康増進のための費用、美容整形の費用などは医療費控除の対象になりません。</p> <p>控除額は次のとおりです。</p> <p>その年中に支払った医療費 - 保険金などで補てんされる金額 = A</p> <p>医療費控除額(最高200万円) = A - <math>\left\{ \begin{array}{l} 10\text{万円か} \\ \text{総所得金額等の5\%} \end{array} \right\}</math> いずれか少ない方の金額</p> <hr/> <p>セルフメディケーション税制※に係る = その年中に支払った - 保険金などで  医療費控除額(最高8万8千円) スイッチOTC医薬品購入費 補てんされる金額 - 1万2千円</p> <p>※セルフメディケーション税制は医療費控除の特例です。従来の医療費控除との選択制となっているため、併用はできません。</p>										